

議案第 20 号

鯖江市子育て支援センター設置および管理に関する条例の一部改正について

鯖江市子育て支援センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

子育て支援センターの土曜開所を隔週開所から毎週開所に変更するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第　　号

鯖江市子育て支援センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市子育て支援センター設置および管理に関する条例（令和3年鯖江市条例第1号）
の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。